

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算					
基準雇用者割合 (別表六の二(十八)「3」)	1	個 別 税 額 控 除 相 当 額 の 計 算	$(1) \geq 8\%$ 若しくは $(1) \geq 10\%$ 又は(別表六の二(十八)「1」) $= 0$ の場合 $60万円 \times (2) + 50万円 \times (4)$	7	円
個別特定新規雇用者数 (別表六の二(十八)付表一「16」)	2		$5\% \leq (1) < 8\%$ の場合 $30万円 \times ((2) + (3)) + 20万円 \times ((4) + (5) \times 1.5)$	8	
個別移転型特定新規雇用者数 (別表六の二(十八)付表一「18」)	3		$(1) < 5\%$ 又は $(1) < 10\%$ の場合 $30万円 \times (2) + 20万円 \times (4)$	9	
個別対象非特定新規雇用者数及び個別非新規基準雇用者数の合計 (別表六の二(十八)付表一「23」+「25」)	4		個別税額控除相当額	10	
個別移転型非特定新規雇用者数及び個別移転型非新規基準雇用者数の合計 (別表六の二(十八)付表一「24」+「26」)	5		各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(10)の合計)	11	
個別非特定新規雇用者超過数 (別表六の二(十八)付表一「27」)	6		当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(十八)「30」) $\times \frac{(10)}{(11)}$	12	
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算					
個別税額控除相当額 $30万円 \times (\text{別表六の二(十八)付表一「36」} - \text{「36の内書」}) + 20万円 \times (\text{別表六の二(十八)付表一「36の内書」})$				13	円
各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)				14	
当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(十八)「36」) $\times \frac{(13)}{(14)}$				15	